

総括表・普通徴収切替理由書の注意点

令和 年度(令和 年分) 給与支払報告書(総括表)

1 追加訂正

令和 年 月 日提出
桐生市長 あて

特別徴収義務者指定番号 **2**

1 給与の期間 年 月分から 月分まで	特別徴収義務者指定番号	
2 個人番号又は法人番号 (フリガナ)	(右詰めで記入)	
3 郵便番号 (フリガナ)	事業種目	
4 所在地(住所) 電話	10 受給者総人員 7 人	
5 名称(氏名)	11 報告人員 特別徴収(給与未納) 在職者 人 普通徴収(個人納付) 退職者を除く 人	
6 代表者の氏名	報告人員の合計 人	
7 連絡者の係及び氏名並びに電話番号 () - 番 内線()	12 所轄税務署名 税務署	
8 会計事務所等の名称及び電話番号 () - 番	13 給与の支払方法及びその期日	
*普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。 *提出期限は 月 日(必着)です。		納入書 9 要 不要

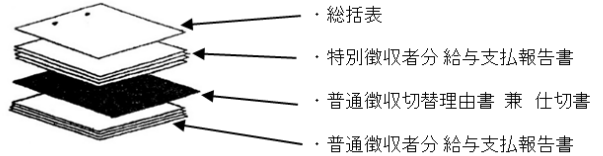
- 1: 提出済みの給与支払報告書に訂正や追加があり、再提出する場合は、○で囲み、個人別明細書と一緒に提出してください。
- 2: 前年も桐生市で特別徴収をしている場合は、指定番号をご記入ください。
- 3: 法人番号(個人事業主は個人番号)をご記入ください。
- 4: 給与支払者の所在地をご記入ください。
- 5: 給与支払者の氏名または名称をご記入ください。
- 6: 市から連絡する際に使用します。電話番号は必ず記載してください。
- 7: 総受給者数をご記入ください(桐生市以外の受給者も含む)。
- 8: 報告人数(桐生市に提出する分)について、特別徴収・普通徴収(退職者を含む)の各対象者数と合計をご記入ください。
- 9: 「不要」にすると桐生市より納入書は、送付しません。
- 10: 普通徴収対象者がいる場合は、該当理由に内訳人数をご記入ください。また、対象者の個人別明細書の適用欄にも普通徴収切替理由(普A~普Fのいずれか)をご記入ください。

普通徴収対象者がいない場合は、切替理由書の提出不要です。

符号	普通徴収該当理由	人数
普A	総受給者数が2人以下の事業者(総受給者数=「受給者総人数」-「下記B~F該当人数」)	人
普B	他の事業所で特別徴収が行われている者(乙欄該当者)	人
普C	給与が少なく税額が引けない者(年間の給与支給額が106万5千円以下)	人
普D	給与の支払が不定期である者	10 人
普E	事業専従者(給与支払者が個人事業主の場合のみ対象)	人
普F	退職者(休職者を含む)及び退職予定者(5月末日まで)	人
普通徴収対象者合計人数(総括表の「普通徴収」欄の人数と一致します)		人

※内訳人数の記入がない場合や、個人別明細書に普通徴収切替理由の記入がない場合は、原則通り特別徴収対象者となります。

書類の順番・・・図のような順番で提出してください



地方税ポータルシステム (eLTAX) をご利用ください

eLTAXで提出するメリット

○複数の市町村へ一括提出できる

パソコンで作成した給与支払報告書を印刷した後、提出先の市町村ごとに仕分けして郵送する必要があります。

○給与計算ソフトがない人も利用できる

eLTAXで給与支払報告書を手入力して直接提出することができます。また、何度でも再発行可能です。

○特別徴収税額決定通知書をデータで受け取ることができる

eLTAXを経由して給与支払報告書を提出したときは、特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)の電子データ(正本)を受け取ることができます。

※紙(正本)での受取も選択できます。

※納税義務者用を電子データで受け取るためには、従業員に電子的に配布するための体制が必要です。

納入方法のご案内

共通納税システム 複数の地方公共団体へ一括して納入する事業所におすすめです。

地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用することにより、金融機関に出向くことなく、職場や自宅からすべての都道府県、市区町村へ電子納税できる仕組みです。

※利用方法等については、eLTAXホームページをご覧ください。か、ヘルプデスクへお問い合わせください。

口座振替 納入する自治体が少なく、従業員の異動等が少ない事業所におすすめです。

納期限日に引き落としになり、納め忘れを防止できます。

※口座振替については、納税課 納税管理担当(TEL:0277-32-4039)までお問合せください。

eLTAXに関する問い合わせ先

QRコード: (株)デンソーウェーブの登録商標です。

URL: <https://www.eltax.lta.go.jp/>

ヘルプデスク電話: 0570-081459



お問い合わせ先 桐生市役所 総務部 税務課 市民税担当 電話: 0277-46-1045
桐生市公式ホームページ(各種届出書・申請書のダウンロードができます。)

<https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/zei/shiminzei/1022242.html>